

議 長 休憩を解いて再開します。 (11時15分)

休憩中に町長より「議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」の提出がありました。ただいまより議案第38号を配付しますので、この議案の取扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局は議案第38号を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は、議会運営委員会終了次第、再開といたします。暫時休憩します。

(11時17分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時21分)

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追加日程第1として、議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することに決定いたしました。お手元の議事日程の日程第6の前に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第1「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。

議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。「議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」につきまして、8月22日、先ほど役場4階大会議室におきまして、委員6名中5名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期についての変更はございません。

次の審議内容についてですが、「議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」につきましては、即決でお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、ほかの委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。会期の変更はありませんので議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思います。